

平成25年 第2回 農業委員会総会

日 時 平成25年2月26日 (火) 午後3時
場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

	代理	眞榮里保	1番	伊保智栄美	2番	宮里良淳	
3番	上原英正	4番	大城正幸		6番	具志堅繁光	
7番	稲福ツヤ子	8番	大城茂治	9番	上原和雄	10番	大城仁輝
11番	亀甲康榮	12番	金城哲男	13番	賀数宏	14番	伊敷 幸栄
		16番	仲西栄二	17番	玉城盛雄	18番	新垣芳隆
19番	大城竹信	20番	国吉真昭	21番	大保新幸		

【欠席委員】

会長金城正春 5番山城学 15番金城勲

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

12番 金城 哲男 13番 賀数 宏

【議事日程】

日程第1議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3議案第9号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4議案第10号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

事務局

みなさんこんにちは。これから第2回総会をはじめたいと思います。まず出席の確認からですが欠席の届けがあり、会長と5番の山城委員15番の金城委員から欠席の連絡がありました。農業委員会等の法律により過半数以上の出席になりますので総会が成立しています。今日は会長が欠席なので会長代理の方に進行をお願いしたいと思います。それでは眞榮里代理、宜しくお願いします。

代理

みなさんこんにちは。これから第2回農業委員会総会をはじめたいと思います。本日の議事録署名人は、12番金城哲男委員、13番賀数宏委員となっていますので宜しくお願いします。次回調査委員は7番稲福ツヤ子委員、8番大城茂治委員、9番上原和雄委員となっていますので宜しくお願いします。本日の議事日程、日程第1議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、日程第2議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、日程第3議案第9号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、日程第4議案第10号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、となっております。それでは事務局からの説明の後、委員の皆さんのご意見ご質問等ありましたら宜しくお願いします。それで事務局から議案第7号について説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。それではご説明してまいりたいと思います。2ページをお開きください。農地法第3条に係る案件で16件ございます。

議案書を読み上げて説明

番号1番の譲受人は、野菜栽培農家で規模拡大のための売買での所有権移転です。耕運機、散布機等を保有して、全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号2、3番は、共有名義の畑を共有分割のための申請となっております。番号4番は、さとうきび農家で遺言による移転で、農業歴10年、耕運機等を保有しております。全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号5番は、マンゴーの栽培農家で、贈与による移転で、耕運機、散布機等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号6、7番は、交換による移転です。番号6番は、マンゴー栽培農家で耕運機、散布機等を保有しています。番号7番は、さとうきびの栽培農家で、トラクター、耕運機等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。

番号 8 番は、さとうきびと野菜の栽培農家で、使用貸借権の設定で 5 年を予定しております。トラクター等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号 9 番は、さとうきびを栽培しており、規模拡大のための売買による移転で、耕運機、草刈り機等を保有しており効率的に利用できるものと思います。番号 10 番は、野菜を栽培しており規模の拡大のための売買移転です。トラクター、散布機、草刈り機等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号 11 番は、キクを栽培農家で規模を拡大するための売買による移転で、農業歴 10、耕運機、散布機等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号 12、13、14、15 番については、譲受人が同一人で関連しています。譲受人は野菜栽培農家で番号 12、13 番は規模拡大のための売買での移転 14、15 番は使用貸借権の設定となっております。以上です。

代理

それでは、事務局からの説明がおわりましたので議案第 7 号について委員の皆さんのご意見ご質問等宜しくお願いします。

委員

はい。2 番と 3 番は共有分割とありますが、どういったことでしょうか。教えてくださいいただけますか。

事務局

はい、この 5 筆に関しては今現在 2 番と 3 番の譲受人の共有名義になっています。それを共有分割するということで上の 2 筆と下の 3 筆を分けるということです。

委員

同配分では無いのですか？本人達がそれで納得してるなら大丈夫なんですか？

事務局

はい。そうです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

代理

他になにかございませんか。ないようなので、議案第 7 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

代理

ありがとうございます。それでは議案第 8 号にうつります。それでは議案第 8 号につきまして事務局からの説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。それではご説明してまいりますので 7 ページをお開きください。農地法第 5 条に係る案件で 6 件ございます。

議案書を読み上げて説明

番号 1 番は住宅に入るため専用道路としての転用で売買による所有権移転です。農地区分は第 3 種農地です。番号 2 番は息子が親から土地を貸借し住宅建築のための転用で農地区分は第 3 種農地です。番号 3 番は曝露場を造る為の転用で、農地区分は第 3 種農地です。番号 4 番は売電のための太陽光電池パネルを設置するための転用で農地区分は第 2 種農地です。番号 5 番は、薬局を建築のための転用で農地区分は第 3 種農地です。番号 6 番は住宅建築のための転用で農地区分としましては、第 3 種農地です。

代理

はい。それでは説明がおわりましたので調査委員の報告を宜しくお願いします。その後、委員の皆さんのご意見ご質問等宜しくお願いします。

委員

はい。本来ならば今回の調査は 5 番の山城委員が調査委員なのですが、今回はどうしても出席できないということで 20 番の国吉が山城委員の代わりに 4 番の大城委員 6

番具志堅委員と共に調査へ行ってまいりました。まず1番ですが、10ページをお開きください。喜屋武小学校の西側です。宅地転用のため専用道路を作るために申請されています。我々の意見としては特に問題はないとみています。続いて2番ですが12ページをお開きください。こちらは米須へ行く県道7号線沿いになりますが、親子で住宅を建てるということでの申請ですが我々3人の意見としてこちら問題はないとみています。続いて3番ですが14ページをお開きください。こちらは曝露場を設置するという事で、あまり聞き慣れないのですが、曝露場というのはガラスの耐久性を試験するという場所のようで特に危険もなく、周りに被害が出る可能性も無いということなので我々の意見としてはこちらも特に問題はないとみています。続きまして4番ですが16ページをお開きください。こちらは太陽光発電のパネルを設置して売電するという事での申請になっていますが、周りに迷惑になるようなところでもないのでもこちら特に問題はないとみています。続いて5番ですが18ページをお開きください。こちらは兼城の郵便局の近くになるのですが、薬局を作るという申請になっています。近くに健康増進施設を建設予定ということみたいです。周りを見てもらっても分かるようにこちら特に問題はないとみています。最後に6番になりますが20ページをお開きください。こちらは住宅を建設するという事ですが、航空写真には写っていませんが周りは全部住宅が建っていますのでこちら特に問題はないということで3人の意見となっています。委員の皆さんのご審議を宜しくお願いします。

代理

調査委員のみなさん、お疲れ様でした。それでは、委員のみなさんのご意見ご質問等宜しくお願いします。

委員

はい。4番の太陽電池パネル設置ということですが、今からこういうものはどんどん出てくると思うのですが、今回の申請は第2種農地なので問題はないと思うが、第1種農地とかそういう場所でもこういうものは認められるのですか。

事務局

はい。第1種農地では認められる可能性は低いです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

代理

なにか他にございませんか。ないようなので議案第 8 号につきましては議案通り決定してよろしいですか。

委員

異議なし。

代理

ありがとうございます。それでは議案第 9 号にうつりたいと思います。議案第 9 号につきまして事務局からの説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。それでは 21 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてでございます。

議案書を読み上げて説明

2 名の方からあっせんの申請がありますので、次の委員を指名したいと思います。

11 番委員 亀甲康榮、16 番委員 仲西栄二 5 番委員 山城学、12 番委員 金城哲男

代理

では、議案第 9 号につきましてなにかご意見等ありましたら宜しくお願いします。

委員

はい。この斡旋委員につきましては事前に委員に連絡はしていますか。

事務局

事前連絡はしていません。

委員

では、当日に指名された委員は自分が指名されていると知るんですよね。

事務局

はい。そうです。ですが、今回 5 番の山城委員は欠席されていますが、指名されていますので欠席の連絡があった時に山城委員には伝えてあります。

委員

そうですか。分かりました。ありがとうございます。

代理

他になにかありませんか。

委員

はい。指名された斡旋委員がその斡旋されている土地を買うことは可能ですか。

事務局

はい。それは特に問題はないです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

代理

他に何かございませんか。ないようなので議案第 9 号につきましては議案通り決定してよろしいですか。

委員

異議なし。

代理

ありがとうございます。それでは議案第 10 号にうつります。事務局から説明の後、委員のみなさんのご意見ご質問等宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは 25 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 件申請があります。

議案書を読み上げて説明

番号 24-131 の借り手は新規就農者で、野菜を栽培するための使用貸借権の設定です。番号 24-132、24-133、24-134、24-135 の借り手も新規就農で使用貸借権の設定で野菜栽培を計画しています。24-136 の借り手は貸借権の設定でキク栽培を予定しております。24-137 の借り手も新規就農者で花卉栽培を計画しております。使用貸借権の設定です。利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると思いますので事務局としましては許可相当という事で提案しております。

代理

それでは事務局からの説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問等宜しくをお願いします。

委員

はい。新規就農者を決定する場合は、こういった基準で審査等はしていますか。

事務局

はい。新規就農者に関しては私も審査する側の立場にあるのですが、様々な基準がありましてその最低限の基準はクリアしている方が新規就農者として認められています。申請者の中には真剣に就農することを考えている方がほとんどですが中には適当な方もいますので、そういう方は審議の中でどんどん落とされていきます。

委員

はい。分かりました、ありがとうございます。

代理

他にございませんか。

委員

はい。新規就農というのは年齢的には40歳以下ですか。

事務局

新規就農で補助を受けるには年齢は関係ありますが、新規で就農する方については年齢は関係ないです。

委員

分かりました。ありがとうございました。

代理

他にございませんか。ないようなので議案第10号につきましては議案通り決定してよろしいですか。

委員

異議なし。

代理

ありがとうございます。それではこれを持ちまして第2回の総会を終了といたします。会長不在の中、不慣れな進行で皆さんにご迷惑をお掛けしましたが無事に終わりほっとしているところです。みなさん、お疲れさまでした。

議事録署名人

12番 金城哲男

13番 賀数宏